

## “多様な農業の共存”の哲学を“国際的枠組み”の哲学に

農水省は、“世界的な食料安全保障を確保していくため、農産物生産の拡大に向けた方策を検討する「新たな食料情勢に応じた国際的枠組み検討会」”を設置、検討を開始した。“各国が国内生産を強化するための方策と、食料基盤が脆弱（ぜいじゃく）な途上国や食料輸入途上国への貢献策に重点を置いて、国際的な枠組みを協議”し、検討会での“取りまとめを基に、国連食糧農業機関（FAO）や主要国首脳会議（G8サミット）などで各国に訴え、国際的な理解を広めていく方針だ”という（08年11月6日日本農業新聞）。

時宜に適した検討会設置である。是非この検討会で、たとえばこの1～2年大規模な食糧暴動が相次いでいるメキシコのことなど、十分に検討してほしい。内橋克人氏によると、食糧危機ともいべき事態をもたらした要因として、“見逃してならないのは、深刻な危機の背景に北米自由貿易協定（NAFTA）があったということです。……メキシコはもともとトウモロコシの主産国でしたが、協定締結の結果、米国から安いトウモロコシがどっと輸入され、南部チアバス州あたりの小規模零細な家族経営農家は壊滅し、ついには流民化に追い込まれました。結局、主食であるトウモロコシを自らは作れない国になってしまったわけです。……そこへ価格暴騰、少しは生産されていた分までバイオ燃料の原料として米国資本が買い取ってしまうという事態もおこり、NAFTAのマイナスの影響をもろに受けたメキシコはついには社会的危機に陥ってしまいました。”（08年10月10日農業協同組合新聞）

今、“決裂”状態にあるWTO農業交渉も、NAFTAほどではないにしても、農産物についても自由貿易原則をあてはめようとする交渉だといっていい。“世界的な食料安全保障を確保していく”ことが国際的な課題になっている今日、そういうWTO農業交渉であっていいのか、こそがまず問われなければならない。

この点は、WTO農業交渉が始まったときから、わが国が交渉における“哲学”としてきたはずであることを、此の際、想起すべきではなかるうか。WTO農

業交渉開始時に出された「WTO農業交渉日本提案」はその前文で、“多様な農業の共存”が日本提案を貫く“哲学”であること強調し、“多面的機能への配慮”“食料安全保障の確保”“ルールの不均衡の是正”“開発途上国への配慮”“消費者・市民社会の関心への配慮”の5点を骨子とすることを記していた。

“多様な農業の共存”の哲学は、自由貿易原則に対する一定の修正理念を、当然ながら内包している。前文の最後の方で、“効率を重視した画一的な農業のみが生き残り得る貿易ルールは、我が国のみならず各国にとっても拒絶されるものである。また、我が国は、競争力のある一部の輸出国のみが国際市場において利益を得るような交渉結果を認めない”ことを強調していた。当然の強調である。

この“多様な農業の共存”の哲学を、食糧危機が正に国際問題となった今こそ、各国農政を貫く哲学にするよう最大限の努力を払うべきではないか。本年の6月、国連食糧サミットに集まったわが国を含む180カ国の代表は“食料安全保障を恒久的な国家の政策として位置づけることを誓い”、“現在及び未来の世代のために、……食料生産を強化するとともに農業への投資を拡大”することを“決意”した（08年6月5日「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合宣言」）。食料自給率の低い国が、“食料生産を強化する”ためには、当然ながら、自由貿易推進派がその削減を主張してやまない“生産刺激的な国内助成”の強化こそが必要になる。ハイレベル会合宣言は、食料輸出国と輸入国を区別せずに国内助成金の削減を規定するWTO規制の改正を求める宣言でもあるといっている。

WTO農業協定それ自体は、一方的に貿易自由化原則を謳っているのではない。その前文で、農産物貿易の自由化に向けた“改革計画の下における約束が、食糧安全保障、環境保護の必要その他の非貿易的関心事項に配慮しつつ……行われるべきことに留意”すると記している。問題は、これまでのところ、その“配慮”がほとんどないということである。

検討会には、WTO農業交渉の出発点に戻って検討を深め、こうした点への“国際的な理解を広め”ていただきたいと願う。

(東京農工大学名誉教授 梶井 功・かじい いそし)